

市政情報一括発信システム構築業務委託プロポーザル審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、一関市が実施する市政情報一括発信システム構築業務委託（以下「本業務」という。）に係る契約候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2 本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の審査は、市政情報一括発信システム構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会を組織する職員（以下「委員」という。）が本プロポーザルを審査する際の審査項目及び評点は別紙のとおりとする。

(審査方法)

第3 本プロポーザルの審査方法は次のとおりとする。

(1) 企画提案審査会

参加資格を有すると認められた事業者（以下、「参加事業者」という。）によるプレゼンテーション及びデモンストレーションのほか、委員によるヒアリングに基づく審査を行う。

(3) 審査及び評点

委員は、企画提案審査会に基づき、個別に別紙による審査及び評点を行う。

(4) 契約候補者の決定

全ての委員の評点の平均が最も高かった者を本業務の契約候補者として選定する。

(5) 参加事業者が1者の場合

参加事業者が1者のみであっても、委員による審査を実施し、本業務の契約候補者として相応しいか否かを審査する。